

長野県伊那文化会館をご利用の主催者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のお願い（大・小ホール）

令和3年4月1日
長野県伊那文化会館

長野県伊那文化会館では、長野県が示す「新型コロナウイルス感染症対応方針」及び（公社）全国公立文化施設協議会が定める「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでおります。スタッフ一同、十分な対策を心がけておりますが、主催者の皆様におかれましても、以下の点につきましてご理解ご協力をお願いいたします。

●事前周知・広報

- ・来場者及び公演関係者（出演者及びスタッフ）に対し、以下に該当する場合は来場を控えていただくよう事前に周知してください。
 - ▶自宅等での事前検温を行い、平熱と比べて高い発熱や、咳・咽頭痛などの風邪症状がある場合
 - ▶PCR検査で陽性とされた方との濃厚接触がある場合
 - ▶過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

●スケジュール

- ・密が生じないように、以下について余裕を持ったスケジュールを設定してください。
 - ▶仕込み、リハーサル、撤去等の時間
 - ▶休憩時や入退場時の時間

●来場者への対応

- ・感染予防のため、来場者に対し以下について周知を行ってください。
 - ▶咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底
 - ▶社会的距離の確保、会話・食事の制限
 - ▶接触確認アプリ（COCOA）等の活用
 - ▶発熱や体調不良の場合は、入場を控えること
- ・出演者などへのプレゼント、お花、差し入れ等は控えるよう案内してください。
- ・公演後の出待ちや出演者との面会は控えるよう案内してください。

●検温・健康状態確認

- ・来場者及び公演関係者（出演者及びスタッフ）は来場時に検温を行い、37.5度以上の発熱や、咳・咽頭痛などの風邪症状がある場合は、入場をお断りしてください。
- ・来場者の入場を制限する場合に備え、チケット払戻し等の対応策を講じてください。
- ・検温については、玄関ロビー及び楽屋口付近でサーマルカメラ等による検温を行い、発熱を検知した場合は再度体温計による測定を行い、入場等の最終判断を行ってください。
※サーマルカメラの準備設置は会館職員が行いますが、開場後の使用・発熱者の対応は主催者で行ってください。

●消毒の実施

- ・来場者及び公演関係者（出演者及びスタッフ）に対し、来場時の手指消毒を徹底してください。
- ・公演運営に際し、各利用施設で必要な消毒液は主催者が用意、設置してください。
（会館の出入口、及び共用部の消毒液は当館で設置します）
- ・不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。
- ・機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・本番時の機材消毒対応について
本番時に複数人の人が入れ替わり、機材備品を続けて使用する場合には、主催者及び公演関係者が消毒を行ってください。（消毒方法は事前打合せの際にご案内します）

●マスクの着用

- ・原則として館内では常時マスクを着用してください。
- ・マスクを着用していない来場者がいた場合は、主催者がマスクを配布する等の対策を行ってください。（着用率 100%を担保）

●入退場時の対応

- ・適正な間隔を確保した入場待機列を設置し、入場待機者には最低 1mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しない措置を行ってください。
- ・券種やブロックごとの時間差での入退場等を検討してください。
- ・入場時のチケット確認（もぎり）の際は、マスク、手袋等を着用してください。
また、方法の簡略化についても検討してください。（来場者が自分で半券を切って箱に入れ、主催者が目視で確認する等）
- ・チラシ、アンケート等の手渡しは原則行わず、行う場合は手袋、マスク等を着用し対応前後に手指消毒を行ってください。
- ・案内、誘導の際は、必要に応じてフェイスシールド等を着用してください。

●客席の配席（収容率）

- ・客席は原則として指定席にするなど、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。

- ・公演参加人数の上限及び客席収容率は、別紙1「各施設の収容率・利用人数上限」をご確認ください。
- ・座席の最前列は舞台上から十分な距離を確保してください。(最低でも水平距離で2m以上)

●緊急連絡先の把握

- ・公演ごとに来場者及び公演関係者(出演者及びスタッフ)の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成に努めてください。(公演後概ね1ヶ月間保管)
また来場者及び公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じ、保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に破棄を行ってください。

●ロビー、会場内

- ・飛沫感染等防止のため、来場者同士の会話、接触等はなるべく控えていただくよう、場内アナウンス等で要請するとともに、来場者が大声等を発した際は速やかに注意を行ってください。
- ・公演中の携帯電話等の抑制案内は、接触確認アプリ(COCoA等)の作動を妨げないように電源を切らず、音や振動の出ない設定を推奨してください。
- ・会場内の換気のため、公演前後及び休憩中は、客席やエントランスの扉を開放してください。可能であれば、公演中も定期的に扉の開放等を行ってください。
- ・来場者のロビー等での食事は、原則として行わせないこととし、食事を行わせる場合には十分な感染防止対策を講じてください。
- ・休憩時間のトイレやロビー等では、混雑の緩和に努めるとともに、混雑時は最低1mの間隔を空けて整列するよう来場者に促してください。

●舞台上

- ・表現上困難な場合を除き、原則としてマスクを着用するとともに、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとってください。
また、管楽器演奏や歌唱等、飛沫感染のリスクが考えられる活動においては、関係団体が示すガイドラインを参照し、より一層距離の確保に留意してください。

<参考>

▶クラシック音楽公演運営推進協議会

「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

▶一般社団法人全日本吹奏楽連盟

「吹奏楽の活動及び演奏会等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

▶一般財団法人全日本合唱連盟

「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」

- ・感染リスクが高まるような演出は控えてください。(声援を求める、来場者をステージに

上げる、出演者が客席に降りる、ハイタッチをする 等)

●楽屋

- ・密が生じないよう、利用人数、利用方法等に十分配慮し、窓や扉の開放などにより常時換気に努めてください。 ※別紙1「楽屋の推奨定員」をご確認ください。
- ・複数人で同時に飲食する場合は、対面を避ける、会話を制限、密にならない等、飛沫感染防止対策に努めてください。
- ・ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用する等、十分な感染防止対策に努めてください。

※給湯室内の備品（コップ、グラス類、電気ポット、お盆類）は貸出を停止します。

●当日券・物品販売

- ・対面での販売時は、アクリル板、透明ビニールカーテン等の設置により、購入者との間を遮蔽してください。（当館ではビニールパーテーションを貸出しています）
- ・購入者には、最低1mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しない措置を行ってください。
- ・従事するスタッフは、マスク着用に加え、必要に応じ手袋やフェイスシールド等を着用してください。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品、見本品は取り扱わないでください。

●感染が疑われる方が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる方が発生した場合は、速やかに別室へ隔離を行うとともに、会館職員に報告し対応を協議してください。（隔離場所等について、事前にご確認ください）
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。

●利用後の対応（撤収時）

- ・利用後は次のとおり、使用した会場（舞台、受付回り、楽屋等）及び使用備品等の消毒、清掃を行ってください。

▶舞台・舞台袖 ⇒ 机、椅子、譜面台 等

▶受付回り ⇒ 机、椅子、入口扉、パーテーション類 等

▶楽屋 ⇒ 机、椅子、ドアノブ、スイッチ類 等

※消毒作業に必要な物品は、主催者側で用意してください。（消毒用アルコール液、手袋、タオル、ペーパータオル、アルコールティッシュ等）

※消毒作業の時間を見込んで利用時間内に終わるようスケジュールを組んでください。

●利用後の対応（後日）

- ・感染が疑われる方が発生した場合、速やかに当館へ連絡し、対応を協議するとともに、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

▶長野県伊那文化会館 TEL 0265-73-8822（原則月曜休館）

- ・感染者等の情報は、配慮を要する個人情報のため、取り扱いに十分注意してください。

●その他

- ・施設を利用する前に、『新型コロナウイルス感染症拡大防止チェックリスト』（別紙2）を確認及びチェックの上、当館まで提出してください。
- ・全国的な移動を伴うイベント又は、来場者が1,000人を超える大規模なイベントを開催する場合は、長野県危機管理部・新型コロナウイルス感染症対策室へ事前相談を行ってください。▶長野県危機管理部・新型コロナウイルス感染症対策室 TEL 026-232-0111(代表)

●対策用貸出備品

- ・感染症拡大防止のため、以下の備品を無料で貸出します。
 - ▶サーマルカメラ（消毒用ノータッチディスペンサー付き）
玄関ロビー6台、楽屋口1台 ※全施設共通（常設）
 - ▶ビニールパーテーション（受付、チケット販売、もぎり対応 等）
大ホール：4台 小ホール：2台 ※各会場に常設
 - ▶非接触型体温計 大ホール：2台 小ホール：1台
 - ▶座席カバー（使用制限する座席へ被せるカバー）※大・小ホール客席用
 - ▶サーキュレーター（会場、舞台袖、楽屋等の換気用）
大ホール：4台 小ホール：2台 大・小ホール各楽屋：1台ずつ

- ◆この「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のお願い」は、今後の新型コロナウイルスの感染状況や、長野県の対応方針、全国公立文化施設協議会等のガイドラインの変更により、内容に変更が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

■各施設の収容率・利用人数上限

(国、長野県の指針及び当館の感染リスク評価に基づくもの)

設名	使用内容	収容率	客席数 利用上限	備考
大ホール	大声での歓声、声援がないことを前提とするイベント(※1)	定員の100%以内	1371席	固定席:1353席 車椅子席:18席
	大声での歓声、声援が想定されるイベント(※2)	定員の50%以内	685席	固定席:676席 車椅子席:9席
小ホール	大声での歓声、声援がないことを前提とするイベント(※1)	定員の100%以内	436席	会議机使用時 144席(最大)
	大声での歓声、声援が想定されるイベント(※2)	定員の50%以内	218席	

※1、※2に想定されるイベント例はP4を参照。

※1のイベントを収容率の上限100%で開催する場合は、P2~4『イベント開催時に必要な感染防止策①②』が徹底されることが前提となります。

※2のイベントを開催する場合、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を空けずに使用しても構いません。この場合、収容率は50%を超える場合があります。尚、P2~4『イベント開催時に必要な感染防止策①②』には留意してください。

■楽屋の推奨定員

大ホール	楽屋1号	1~2人
	楽屋2号	2~3人
	楽屋3号	2~3人
	楽屋4号	16人
	楽屋5号	15人
小ホール	楽屋6号	6人
	楽屋7号	6人

※上記は通常の控室利用を想定した場合の人数です。楽器や合唱等の音・声出し場所として利用を検討される場合は当館までご相談ください。

イベント開催時に必要な感染防止策①

別紙1

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める ※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの ※隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止策

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ※マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ※大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパの鳴り物を禁止すること）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密着の回避	入隊常時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ※必要に応じ人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時に必要な感染防止策②

別紙 1

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>※ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>※来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる</p>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。